

高知県立消費生活センター

地域見守り情報



第97号

おちおち死んでもいられない！？～葬儀に関するトラブル～

葬儀は、ほとんどの場合、突然しかも急いで契約しなければならないため、トラブルになる可能性があります。高額になることがあるにも関わらず、事業者選びや葬儀内容等の検討・準備の時間が少ないのが実情で、消費生活センターにも相談が寄せられています。

【県内事例①】

夫が亡くなり、1年前に加入していた葬祭互助会の会場で葬儀を行った。葬儀費用について、何種類もあり、そのうちの一番低額なもので依頼し、その金額について支払ったが、未払いがあるとの連絡がきた。また、互助会について今回は利用できないと言われ、納得できない。

(70代 女性)

【県内事例②】

高齢の祖母が、冠婚葬祭互助会を2口契約している。7年前、祖父が亡くなった際に契約したもののようだが、祖父も2口契約しており、うち1口分は祖父の葬儀で使ったが、もう1口分が残っている。現在、祖母が3口分使える状況だが、一度に使えるのは1口分のみとのことで、3口分も必要ない。

(契約当事者：80代 女性)

アドバイス

- 1、 もしもの時に慌てることないように、葬儀について情報収集をしましょう。親族が集まったときなど事前に話し合いをしておくといでしょう。
- 2、 提示された費用の中には、何が含まれていて、何を追加しなければならないか、またその金額はいくらか、などをよく確認しましょう。
- 3、 冠婚葬祭互助会を利用する場合、契約内容や利用の条件などをよく確かめましょう。加入後、長期間経過して、契約内容がわかる書面が手元にない場合などは、一度業者に問い合わせし、契約内容をきちんと把握しておくといでしょう。更に家族でその情報を共有しておくといざという時に、慌てることなく対応できます。
- 4、 高齢者が冠婚葬祭互助会に加入する際は、本当に必要かどうかよく考え、できれば家族と相談したうえで契約しましょう。



©KANAGAWA2013